

はしがき

本年（2021年）4月で60回目の誕生日を迎えることとなった。世に言う還暦である。この歳に干支（十干十二支）が一巡し誕生年の干支に還り、新たな出生を迎えるとの言い習わしがある。人生100年時代において、還暦が如何ほどの意味を持ちうるのか覚束ないところはあるが、一つの区切りとして、これまで発表した論稿の一部を掲載した書籍を出版することを思いついた。

34年前、新米弁護士として参加した昭和法律事務所は、最高裁判事を務められた故田原睦夫先生を筆頭に飯村佳夫先生、水野武夫先生、栗原良扶先生という学究的なパートナーが揃っていた。田原先生より弁護士3年目に「注解判例民法Ⅲ 債権法Ⅱ」の執筆（田原先生と共著）を命じられ、四苦八苦して完成したのが、私の実務法曹としての論稿発表の第一歩であった（辛口で知られた田原先生から褒めて戴いたことを懐かしく思い出す）。その後、折々の時期に弁護士業務を行いつつ関心の赴くままに論稿を執筆した。本書では、企業法務、知的財産権、民事介入暴力、倒産・民事執行法、司法制度に分けて合計15本の論稿を掲載することとなった。

企業法務について、設立に関する論稿は、かねてより設立に関する法準則のドグマティックな様相に不自然さを感じており、自らが有した疑義の解決を主題としている。また、内部統制に関する論稿は、当時、突然脚光を浴びることとなった内部統制が如何なるものであるかを解明することを目的とし、監査役協会の方々とは知己を得たこともあり、内部統制と監査部門の問題や、監査役制度と社外取締役制度の意義等を検討する論稿を発表することとなった。

知的財産権については、米国留学の際に講義を受けたことで、基本的な知識を身につけることができた。帰国後弁理士登録をしたところ、特許事務所のお付き合いから知財事件を取り扱うようになった。その後関西学院大学大学院司法研究科教授として、知的財産権の講義を担当し、自分なりに研鑽を積むこととなった。大阪弁護士会の知財分野の先達である故小野昌延先生、小松陽一郎先生、松村信夫先生、三山峻司先生らのご指導を得て、論稿の執筆の機会を

得ることもできた。

民事介入暴力は、弁護士会活動のライフワークとも言うべき分野であり、故佐長彰一先生、浅田敏一先生や藤村睦美先生の薫陶を受けることができ、日本弁護士連合会（日弁連）の民事介入暴力対策委員会の委員長も務めさせて戴いた。当初は、暴力団組事務所の明渡事件や暴力団組長を被告とする訴訟等に関与する中で、実践的な論稿を執筆していたが、後になってからは、暴力団の資金源対策として、暴力団組長に対する上納金課税や組織犯罪に対する包括的没収の導入の必要性といった制度改革等に関する論稿が増えていった。

テロ等準備罪に関する論稿は、当時の日弁連の立場と反する立場を採ったことから（その時の日弁連会長は、尊敬する中本和洋先生であった）、日弁連の運営に従事し、あるいは苦勞して日弁連意見をまとめられた弁護士に申し訳ない気持ちになかったわけではない。しかし党派性の強いテーマを扱うときにこそ、その議論の当否を自らの「知性」に問いかけ、自らの判断を行うことが、時代の雰囲気や世論に流されない、「自由の領域」を保障する要諦であると考えている。そのような個人の人格的自律への思いは、学生時代に感銘を受けた佐藤幸治京都大学名誉教授の憲法ゼミでの教えによるところが大きい（佐藤教授には、結婚式の媒酌人も務めて戴いた）。

倒産・民事執行法のうち、本書で取り上げた「米国倒産法上の外国倒産手続の承認について」は、米国留学中に時間をかけて執筆したもので、発表に際し山本克己京都大学教授から、発表後に尊敬する石川正先生から、過大な評価を戴いた思い出深い論稿である。それ以降に執筆した倒産に関する論稿は、民事再生手続の申立て、破産管財人や更生管財人の経験を数多く積む中で遭遇した問題への対応に関するものが多く、その意味で実践的な論稿である。また、民事執行法に関しては、民暴案件としての執行妨害事件に関わる中で法の不備を認識し、民暴対策委員会での研究等を経て、改正法を見据えた提言を行った論稿である。その後の法改正の動向等に照らし、論稿の提言が大きく間違ったものではなかったことに安堵している。

司法制度については、当時、司法制度改革審議会への対応を巡り、活発な議論が行われており、大阪弁護士会の委員会活動及び会派の研究活動に積極的に関わった。新たな制度の導入には、相応の熱量が必要なことは当然のことであ

るが、そのような熱量に任せ冷静な議論が省かれることとなれば、それは別の問題を作り出すこととなろう。司法制度改革に対する弁護士会の対応、そしてその後の結末を体験した身としては、大きな決定をする時こそ、その決定の当否をあらゆる角度から検証する必要があることを実感した。

これらの論稿を改めて見て、相互のテーマの関連性の希薄なことに自らの学問的放埒さを気付かされる。これら論稿を取りまとめた書籍の発刊を法律文化社の田麿純子社長に相談したところ、即座にご快諾を戴いた。私の方は単に過去の論文を寄せ集めて出版するという安易な考えであったが、田麿社長からは、掲載予定の論稿のテーマについて現時点での評価や解説を施した補遺を作成すべきとの提案がなされた。楽をして還暦の記念出版を試みた私の安易な考えを台無しにするものであったが、優しい口調ながら理の通った（有無を言わせぬ！）提案を受け入れざるを得なかった。令和2年から3年にかけての年末年始の休暇を完全に潰すこととなったが、論稿の再検討を通じ、過去の自分の思考と向き合うという、望外の楽しみを得ることができた。

本書に掲載したものに限らず、過去の論稿は、浅学ながら折々の思惟の結果を書き留めたものでもあり、いずれもそれなりの時間と労力をかけて執筆したものである。ワーク・ライフ・バランスといった用語が市民権を得る相当前の時代、本来の弁護士業務だけでもワーカホリック気味だったにもかかわらず、このような論稿の執筆まで行っていた。家庭のことについては、ほぼ妻に任せきりだったという事実を傍証するものである。還暦記念として本書を刊行することができたのは、私の我儘を許してくれた妻の寛大さのお陰ということになるだろうか。新たな出生の歳を迎え、4人の娘を立派に育て上げてくれた妻に感謝の意を表したい。

本書の刊行にあたっては、田麿社長をはじめ法律文化社の皆様、更には、従前の原稿のデータを快く提供戴いた日本監査役協会、経済産業調査会、青林書院、東京法令出版、成文堂及び有斐閣の各出版社の皆様にも、一方ならぬご協力を戴いた。厚く御礼を申し上げたい。

2021（令和3）年4月

木村圭二郎